

2020年 4月 7日

クライアント様

特許業務法人秀和特許事務所  
所長 平川 明

## 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言への対応について

### 前略

本日4月7日、安倍首相より、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、および福岡県を対象地域とする緊急事態宣言が発令される見込みです。

これを踏まえ、弊所は、オフィス（東京オフィスおよび関西オフィスの両方）を4月8日～5月6日まで閉鎖し、所員は在宅勤務の体制を探ることにいたします。

そこで、在宅勤務に伴う業務の処理方法、弊所への連絡方法等を以下にお知らせ申し上げます。

平時とは異なる対応ゆえ、クライアント様にはご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、ご理解ご協力の程何卒よろしくお願ひ申し上げます。

草々

### 記

#### 1. 業務遂行の方法

所員は、自宅からVPNを通じて弊所基幹システムへアクセスすることで、

- ① 案件管理の継続
  - ② 日本および外国特許庁対応の準備
  - ③ 出願端末の利用による日本特許庁への手続
  - ④ 外国代理人との情報の受送信および外国特許庁への手続の指示
- 等の業務処理を通常業務時のものに近い形で継続して処理いたします。

なお、コミュニケーションプラットフォームの利用により在宅勤務中の所員間の連絡網が構築されており、所員が連携して上記の業務処理を実行します。

#### 2. クライアント様との連絡方法

- (1) 電子メールおよび電話による連絡先

- ① 通常業務で使用しているメールアドレスによる情報の受送信に支障はありません。
- ② クライアント様と弊所との間で構築されている管理システムについては、一部の管理システムについて、在宅勤務の所員がVPNを通じて弊所基幹システムにアクセスすることにより、セキュリティを維持した状態で、利用可能であることが確認されています。このような管理システムを構築されているクライアント様には、それぞれの窓口を担当する所員が在宅勤務実施中の管理システムの利用の可否をご連絡申し上げます。また、通常業務で使用している管理システムが使用できないクライアント様には、担当する所員が電子メール等、他の連絡方法を提案させていただきます。
- ③ 弊所の代表電話は、電話受付用の携帯電話に転送されます。したがって、代表電話へのご連絡は問題なく受けることが可能です。
- ④ オフィス閉鎖中も定期的に郵便物の確認は行いますので、紙提出が必要な書類については弊所宛にご郵送いただければ受領可能です。
- ⑤ 万が一、クライアント様の案件を担当する所員との連絡に支障が生じた場合には、各担当にご連絡ください。連絡先については別途ご連絡させて頂きます。

連絡先	メールアドレス	電話番号
東京オフィス	通常の弊所のメールアドレスに送信をお願い申し上げます。	03-5643-1090 (電話受付用の携帯電話に転送されます)
所長 平川 明		
副所長 香原 修也		
副所長 関根 武彦		
副所長 丹羽 武司		
副所長 中村 剛		
副所長 佐貫 伸一		
副所長 今堀 克彦		

## (2) ウェブ会議等

弊所では、クライアント様との窓口を担当する所員がコミュニケーションプラットフォーム (Microsoft Teams) を導入しております。したがって、ご連絡いただければ、必要に応じてウェブ等を利用したテレビ会議・電話会議の開催等が可能です。

### 3. お願い

#### (1) 紙納品の電子納品への一時的な切り替えのお願い

通常業務において序提出書類等を紙納品させていただいているクライアント様には、上記オフィス閉鎖の期間中、請求書も含め、電子メールでP D Fファイルをお送りする形式（電子納品）に代えさせていただきたくお願い申し上げます。

#### (2) クライアント様と連絡が取れない状況が発生した場合の措置

万が一クライアント様と連絡が取れない状況が発生した場合には、弊所の判断で、期間延長や料金納付等、権利保全を最優先した措置を探させていただきます。この点を予めご了解いただきたくお願い申し上げます。

#### (3) 権利保全と直接関係しない処理の取り扱い

納品、請求書の発行、支払い処理等の権利保全と直接関係しない処理に関しては、処理の優先度が低くならざるを得ず、通常時よりも遅滞する可能性がございます。この点につきましても、予めご了解いただきたくお願い申し上げます。

以上